

給水装置工事申込書

令和 年 月 日

川南町水道事業
川南町長 殿

申込者 住所

ふりがな

氏名

印

(電話

)

給水工事（工事設計・材料・竣工）審査及び検査手数料については、川南町給水条例の内容に合意し、次のとおり町水道に加入申し込みます。

工事内容			
工事場所			
使用者住所		使用者氏名	
指定店		メーター番号	

付近見取図

第29条 手数料は、別表第2に定めるとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別の理由があると認められた申込者からは、申込みの後に徴収することができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第30条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料及びその他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 町長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又その者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係わるものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第33条 町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第8条の工事費、第20条第2項修繕費、第23条の料金、又は第29条の手数料を指定期間内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量、又は第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第34条 町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第35条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第4条の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者。
- (2) 正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第31条の検査又は第33条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者。
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第36条 町長は、詐欺その他、不正の行為によって第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

別表第2(第29条関係)

手数料

区分	手数料の額
工事設計手数料	1件につき 1,500円
工事設計審査手数料	1件につき 400円
材料検査手数料	1件につき 200円
竣工検査手数料	1件につき 400円
給水装置工事業者指定手数料	1件につき 20,000円
給水装置工事業者指定更新手数料	1件につき 5,000円

※川南町HPの環境水道課に「川南町給水条例」を掲載しています。詳細はこちらをご覧ください。